

公益財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団ハラスメント防止基本方針

1 はじめに

公益財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団（以下「当法人」という。）に関わる全ての人々が互いに尊重され、誰もが安心かつ快適な創作環境及び就業環境のもとで活動する権利が保障されることが大切です。ハラスメントはそのような環境を阻害し、個人の尊厳や安全を脅かすものです。

当法人は、法令を遵守し、ハラスメントの防止に向けて全力で取り組みます。

2. ハラスメント防止の基本姿勢

ハラスメント行為は人権に係る重要な問題であり、個人の尊厳を傷つけ、創作環境及び就業環境の悪化を招く点で絶対に許されない行為です。当法人は、ハラスメント行為を決して許さず、あらゆる人々が互いに尊重しあう、ハラスメントのない職場づくりに取り組みます。

3. ハラスメントの定義

ハラスメントとは、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント、パタニティハラスメント、カスタマーハラスメント、就活ハラスメントなどを指します。

4. 対象者

ハラスメント防止の対象者は全ての職員です。役員、当法人が雇用する職員はもとより、当法人の業務として対応を行う人材派遣社員や受託業者、外部専門人材、ボランティアスタッフ等も含みます。また、取引先企業の経営者や従業員、当法人への入職を希望する者、インターンシップ生など、当法人以外の者に対してもハラスメント行為を行ってはなりません。

5. 相談窓口

ハラスメントに関する相談・苦情および通報窓口は、理事長が指定した外部組織とし、外部組織と連絡調整を行う者、苦情について処理を行う者を当法人内に配置しています。すべての対象者は、窓口担当者に相談および苦情の申出、または匿名での通報が可能です。「職員等のハラスメントの防止等に関する要綱」に従い、相談・通報内容に関する情報や個人情報 は 厳重に管理・保護されます。

6. 懲戒処分

就業規則に定める懲戒事由に該当するハラスメントの事実が認められた場

合、懲戒処分を行います。業務時間内であるか時間外であるかを問わず、当法人の名誉や信用を傷つけるようなハラスメントを行った者に対しては厳正に対処します。

ハラスメントの事実を通報した相談者はもちろん、事実関係の確認に協力した方に不利益な取扱いはありません。また、相談者や通報者本人に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合、上記と同様、就業規則に基づく懲戒処分を行います。